

青の煌めきあおもり国スポ大会平川市実行委員会

第3回総会別冊資料



日 時：令和7年5月19日（月）午後2時

場 所：ひらかわドリームアリーナ メインアリーナ

きら
青の煌めきあおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行員会

第3回総会別冊資料 目次

資料1：各種要項（総務企画専門委員会） 1～28

資料2：各種要項（競技式典専門委員会） 29～36

資料3：各種要項（輸送・交通専門委員会） 37～42

資料4：各種要項（宿泊衛生専門委員会） 43～53

【別紙1】第1回総務企画専門委員会付託事項

青の煌めきあおもり国スポ平川市運営ボランティア募集要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市市民運動基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）開催に向け、市民一人ひとりが積極的に参加することで、「平川市ならではの魅力あふれる大会」を実現するため、広く市民から大会運営ボランティアを募集するのに必要な事項を定める。

2 募集主体

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動の内容(※内容の精査)

(1) 運営活動

大会に携わるボランティアの主な活動内容については、次のとおりとする。

| 区 分 | 主な活動内容 |
|---------|-------------------------|
| 受付・会場案内 | 会場での来場者受付、案内及び資料配布等 |
| 休憩所 | 休憩所におけるおもてなし |
| 弁当配布 | 弁当引換所での弁当の配布及び空き箱の回収 |
| 会場整理 | 競技会場での来場者の誘導 |
| 環境美化 | 競技場の美化・清掃、ゴミ箱・装飾物の維持管理等 |
| 駐車場整理 | 競技会場周辺及び駐車場での交通整理、誘導 |
| その他 | このほか、競技運営に関する活動 |

(2) 広報活動

大会開催前及び大会開催中、実行委員会が配布する広報グッズ等を使用して、広く大会開催の周知を図る。

4 募集期間

募集を開始したときから令和8年5月末日までとする。ただし、必要に応じて適宜変更ができるものとする。

5 応募要件

ボランティア活動時に中学生以上であり、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 平川市内に在住又は勤務・通学している個人又は団体
- (2) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人又は団体

6 応募方法

応募申込用紙に必要事項を記入の上、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法で、実行委員会に申し込むものとする。

ただし、18歳未満の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、所定の申請書を持参又は郵送する方法に限る。

7 登録・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者を大会運営ボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は当該企業・団体から申し出があった場合
 - イ 大会イメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断したとき

8 活動期間

ボランティアの登録開始日から大会終了までとする。

9 活動業務・活動日・活動場所の決定

登録者の活動業務・活動日・活動場所は、事前に実施する希望調査を参考に、実行委員会が決定する。

10 研修等

実行委員会はボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会を開催する。

11 報酬・交通費など

- (1) 研修会・活動に係る報酬は無報酬とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 服装等の識別用品及び昼食については、必要に応じて実行委員会が支給する。

12 保険

登録者の研修・活動にあたっては、実行委員会において「傷害保険」及び「損害賠償責任保険に」に加入する。ただし、それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

13 個人情報の保護

- (1) 応募者の個人情報については、大会の運営又はその準備のためのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。
- (2) あおもり国スポ開会式ボランティアに係る個人情報の提供に同意のあった応募者は、県実行委員会に提供する場合がある。

14 写真および動画の取扱い

応募者の活動等の状況が撮影された写真および動画は、大会の活動等の状況を報告する目的の限りにおいて、実行委員会のホームページおよびその他広報媒体ならびに大会報告書に掲載することができる。

15 応募・問い合わせ先

〒036-0114 青森県平川市町居南田249

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会 事務局

「ひらかドリームアリーナ内国スポ準備室」

TEL : 0172-26-7427 Fax : 0172-26-7920

Email : kokuspo@city.hirakawa.lg.jp

16 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発、歓迎装飾及び大会運営に要する諸物品または、美化活動やボランティアスタッフ派遣等の役務とする。
- (2) 第1号に規定する協賛以外の場合については、青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認めた場合に受け取るものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、実行委員会において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行うものとする。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入を決定し、これを受領したときは、協賛受領書証明書（様式2号）を交付する。
- (4) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの及び公序良俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの。
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。
- (6) その他実行委員会が適正でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、別の方法により表示することができる。
- (2) 前項の規定による表示は、協賛者名、文字、イラスト等によるものとし、あらかじめ実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 謝意の表明

実行委員会は、協賛物品または役務の提供を受け入れたときは、協賛者に対し礼状の送付等を行うことができる。また、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

協 賛 申 込 書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ
 平川市実行委員会
 会 長 長尾 忠行 様

(申込者)
 住 所 _____
 名 称 _____
 代表者氏名 _____ 印
 電話番号 _____

平川市で開催される青の煌めきあおもり国スポおよび競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

| | | |
|-------|---|--|
| 協賛物品等 | 品 目 | |
| | 規格等 | |
| | 単 価 | |
| | 数 量 | |
| | 総 額 (相当額) | |
| 協賛方法 | <input type="checkbox"/> 提 供 <input type="checkbox"/> 貸 与 | |
| 引渡年月日 | 令和 年 月 日 | |
| その他 | | |
| 協賛の周知 | ホームページへの掲載を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない。 | |

(担当者)
 所 属 _____
 氏 名 _____
 連絡先 _____

協 賛 受 領 証 明 書

令和 年 月 日

様

青の焔めきあおもり国スポ
平川市実行委員会 会長 長尾 忠行

平川市で開催される青の焔めきあおもり国スポおよび競技別リハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、下記のとおり協賛物品等を受領したことを証明いたします。

記

| | | |
|-------|---|--|
| 協賛物品等 | 品 目 | |
| | 規格等 | |
| | 単 価 | |
| | 数 量 | |
| | 総 額 (相当額) | |
| 協賛方法 | <input type="checkbox"/> 提 供 <input type="checkbox"/> 貸 与 | |
| 引渡年月日 | 令和 年 月 日 | |
| その他 | | |
| 協賛の周知 | ホームページへの掲載を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない。 | |

青の煌めきあおもり国スポ平川市歓迎・接伴実施要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市歓迎・接伴基本計画」に基づき第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者を温かく迎えるため、必要な事項を定める。

2 実施内容

（1）観光の情報発信・提供

大会参加者等に本市の観光地や物産品、自然、歴史及び文化等を紹介するため、観光パンフレット等を案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページ等で情報発信を図る。

（2）接伴

ア 関係機関および関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に必要に応じて研修を行う。

イ 大会終了後の本市への誘客を図るため、競技会場において本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を図る。

3 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市案内所・休憩所設置要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市歓迎・接伴基本計画」に基づき第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者に憩いの場や交流の場を提供するため、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関および関係団体等（以下、関係団体等）という。）と協議のうえ競技会場敷地内に設置する。また、受付案内所及び休憩所は、競技会場に設置する。ただし、青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれ変更できるものとする。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係団体等と協議のうえ定める。ただし、リハーサル大会では設置しない。また、受付案内所および休憩所の設置期間は、競技会の開催期間とする。なお、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係団体等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始の1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光・物産等の案内に関すること。

- エ 配布物の管理に関する事。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関する事。
- カ その他各種案内所に関する事。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関する事。
- イ 競技の案内に関する事。
- ウ 交通、宿泊および観光等の案内に関する事。
- エ 迷子、遺失物、取得物の取扱いに関する事。
- オ その他各種案内に関する事。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等への飲食物等の提供に関する事。
- イ その他休憩所の運営に関する事。

7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市売店設置運営要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置運営に関して、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、原則として競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技開始日から最終日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

開設時間は、原則として競技開始時刻の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置及び規模は実行委員会が競技会場等の状況等を勘案して決定する。

6 販売品目（※要精査）

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（1）国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ大会マスコットキャラクター「アップリートくん」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ大会実行委員会の使用承認を受けておけるもの。

（2）スポーツ用品

（3）郷土物産品及び観光物産品

- (4) 飲食物(アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。)
- (5) 宅配便
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者条件

売店の出店者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請時に1年以上平川市内に店舗を有して営業を継続している者
 - イ 過去3年以内に国スポ大会およびリハ大会において出店経験がある者
 - ウ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
 - エ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件のすべてに該当する者
 - ア 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること
 - イ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと
 - ウ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等における行政処分歴がないこと
 - エ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと
 - オ 平川市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと

8 経費の負担

売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

9 運営設備等

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること
- (2) 売店に必要な設備等(テント、発電機等)については出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届け出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。
- (3) その他関係法令等に適合していること

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、出店申請書(様式1号)に関係書類(様式第2号から第4号まで)を添付し、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適正であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) 競技開催期間中継続して出店することができる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

食品を販売する出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に必要な営業許可申請又は届出を行わなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は責任者の変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

- (3) 責任者は売店監督員の指示に従い、売店の管理運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う責任者は、売店等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転売し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売、呼込み販売をしないこと。また、指定された場所以外で調理、加工等を行うこと。
- (4) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供を行うこと。ただし、実行員会が認めたときは、この限りではない
- (5) 危険物を販売および無償提供すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為を行うこと。

17 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する販売出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出、処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とする。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、紙容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服装は、清潔なものを着用し、実行委員会が別途交付する I D カードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。

- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等の為に撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店設備品の管理は、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したときは、売店責任者は、速やかに初期対応するとともに、直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見した時には、売店責任者は、直ちに売店監督員又は実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償および既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を撤去し、原状回復をした後、売店監督員の検証を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者および従事者は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良、自然災害その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

24 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市歓迎装飾実施要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者を温かく迎えるため、歓迎装飾の実施に関して必要な事項を定める。

2 歓迎装飾の実施

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び団体等の協力のもと、次のとおり歓迎装飾を実施する。

(1) 装飾場所

競技会場、練習会場及びその周辺道路、交通拠点、その他必要と認められる箇所に設置する。

(2) 装飾内容

歓迎看板、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、プランター等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾を心掛ける。

(3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議のうえ装飾ごとにその都度定める。

3 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、実行委員会の責任において速やかに行うものとする。

4 その他

この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市市民運動推進要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市市民運動基本計画」及び「歓迎・接伴基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）を市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げるとともに、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者等を温かく迎えるために展開する市民運動について必要な事項を定める。

2 市民運動の展開

市民総参加の大会とするため、青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）を推進組織とし、市民・各種団体や企業などと共同で各種市民協働を展開する。

3 ボランティア募集・配置

(1) 受付・案内ボランティア

選手・観覧者等の来場者受付、会場案内、資料配付等

(2) 会場サービスボランティア

休憩所でのドリンクサービス・接待、弁当引き替え・空き容器回収等

(3) 環境美化ボランティア

会場装飾物の維持・管理(花の水やり等)、会場清掃、ゴミ箱の維持・管理等

(4) 駐車場整理ボランティア

駐車場の案内・整理、シャトルバスの誘導等

(5) 大会PRボランティア

大会開催前に実行委員会が行うイベントや大会啓発活動等への協力

(6) その他ボランティアについて必要な事項は、別に定める。

4 市民運動の主な活動

(1) 花いっぱい運動

各区及び市内小中学校等の各種団体等で栽培されたプランターによる飾花を行う。プランターには、栽培者がメッセージを記載した歓迎ステッカーを貼り付け、競技会場等に設置する。

(2) 手作り旗の作成等

小・中学生の協力を得て、各都道府県の選手を歓迎・応援するのぼり旗を作成し、競技会場等に設置する。

(3) おもてなし料理の振る舞い

大会参加者や観覧者を温かく迎えるため、郷土の食材を使用した料理の振る舞いや、選手が快適に大会期間を過ごせるように、休憩所のドリンクサービス等を行う。

(4) 応援観戦チラシの作成・配布

ウェイトリフティング競技のルールや見所の紹介、専門用語の解説等のガイドブックやミニプログラム等を配布する。

5 観光資源等の発信

大会参加者や観覧者に本市の特産品、歴史、文化遺産、アウトドアスポーツ及び観光等の情報を紹介するため、パンフレット等の配布を行う。

6 環境美化活動

(1) 地域単位での活動

まちを美しくするため、既存組織や各地区等の協力を得て、環境美化活動に取り組む。

(2) スポット的な取り組み

各種団体、ボランティア等の協力を得て、会場及び主要道路等の環境美化活動に取り組む。

(3) 自主的活動

地域住民が自主的に自宅周辺や沿道の環境美化に取り組んでいただけるよう啓発する。

7 スポーツ活動の推進を図る大会

(1) スポーツ行事やスポーツ活動への参加推進

ア 学校観戦

市内小・中学校及び高校を対象とした学校観戦を実施し、歓迎ムードを高め、大会を盛り上げる。

イ 地域観戦

各地区等を対象とした団体観戦を実施し、歓迎ムードを高め、大会を盛り上げる。

(2) 青少年のスポーツへの関心を高め、より一層の普及への取り組み

各関係機関及びスポーツ団体等と連携し、青少年を対象にしたスポーツ教室及び講演会等を実施する。

8 推進方法

(1) この運動の目的について理解し、多くの市民が参加するために、積極的な各種広報活動を展開する。

(2) 学校・企業・各地区等の各種団体については、それぞれの組織を通して、連携体制を確立する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、市民協働の推進に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市広報記録実施要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市広報基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）を広く市民に周知し、理解と協力のもと、市民総参加の大会とするため、大会に関する情報を市民に提供するとともに、大会の様子等を広報・記録するために必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、広報・記録を実施する。

3 広報

各種媒体を利用した広報活動として、以下のとおり実施する。

(1) 印刷物等による広報

ア 独自印刷物の作成・配布

県が作成する印刷物との調整を図りながら、ポスター、パンフレット等必要な印刷物を効率的に作成し、配布する。

イ 独自啓発用品の作成・配布

啓発用物品を作成し、各種イベント等において配布を行い、広報活動を展開する。

ウ 広報紙等の活用

市が発行する広報紙へ大会関連記事掲載や、関係団体が発行する刊行物等への掲載協力依頼を積極的に行う。

(2) マスコミ等による広報

新聞、テレビ、CATV（ケーブルテレビ）など、報道機関との緊密な連携を図り、積極的に情報提供を行う。

(3) ニューメディアによる広報

ホームページ、ソーシャルネットワーク等を積極的に活用し、迅速かつ広域的な情報の提供を行う。

(4) 工作物や各種イベント等による広報

ア 工作物の製作・設置

広告塔・懸垂幕・横断幕等を製作し、効果的な場所に設置を行う。

イ 関係機関・団体等が行う各種イベント、市内保育園、幼稚園、小中学校等

において、積極的に啓発活動を行う。
ウ 主催、または、関係機関・団体等が行う各種イベントにおいて、啓発グッズの配布等行う。

4 記録

大会及び大会関係諸行事の様子等を記録・保存する。

- (1) 写真・映像等による記録撮影
- (2) 撮影済みデータの整理・保管

5 報告書

大会の準備経過及び開催結果等を記録保持するため、報告書を作成する。

(1) 作成方法

大会及び大会関係諸行事の様子等を記録し、大会報告書を作成する。また、作成にあたっては、必要に応じCD・DVDを添付し、簡素なものとする。

競技別リハーサル大会における一般配布を目的とした大会報告書については、原則作成しない。

(2) 配布

配布物は、必要な範囲とする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、広報記録の実施に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市保険加入要項

1 趣 旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）の開催準備及び開催期間中の業務（以下「開催期間中等」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定め、円滑な大会運営を図ることを目的とする。

2 契 約

保険は、青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因し、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託物賠償事故

開催期間中等に実行委員会が借り受け又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ ボランティア賠償責任事故

ボランティア活動中の偶然な事故に起因して第三者に損害を与えたことによ

り法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の大会従事者が、大会の開催期間中等に従事している時、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により生命・身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事故については保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の持病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣 旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場等において、遺失物または拾得物の届け出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物または拾得物の届出に係る取扱いは、実行委員会が競技会場に設置する受付案内所で実施し、受付案内担当がその取扱いおよび一時保管を行う。
- (2) 受付案内担当は、届出があった日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、その拾得物を総務担当に引き継ぐものとする。
- (3) 総務担当は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会へ引き継ぐ。
- (4) 競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得者の面前で拾得物を確認のうえ、拾得者の氏名等必要事項を聴取し、拾得物届出一覧表（様式第1号）および拾得者管理台帳（様式第2号）に記入するとともに、拾得物名札（様式第3号）を取り付け、一時保管する。
- (2) 拾得者には、拾得物に係る権利の意思および遺失者に対する氏名等告知同意について確認したうえで、拾得者が交付を希望しない場合を除き、拾得物預り書（様式第4号）を作成し、その写しを交付する。
- (3) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失者の氏名等必要事項を聴取し、遺失物届出一覧表（様式第5号）に記入する。さらに、拾得物届出一覧表と照合し、該当する拾得物がないときは、遺失者が平賀交番へ届け出るように説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への連絡

- (1) 遺失物の届出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等により遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第6号）を作成し、遺失者本人の署名を受けて返還する。

- (2) 遺失者の代理に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第7号）を受理した後に、運転免許証等により代理人本人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、代理人本人の署名を受けて返還する。
- (3) 前号により返還する場合に、拾得者が拾得物に係る権利を希望し、かつ、氏名等告知に同意しているときは、拾得者の氏名等を遺失者に告知し、拾得者に対する報労金の支払義務等があることを説明する。
また、拾得者が氏名等告知の同意をしていない場合は、拾得者に対し、返還した旨を説明する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への提出等

- (1) 総務担当は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合、拾得物およびその関係書類一式を実行委員会に引き継ぐ。
- (2) 実行委員会は、総務担当から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得物の届出を受けた日から1週間以内に拾得物提出書（様式第8号）を添えて平賀交番に届け出る。
- (3) 実行委員会は、前号の拾得物を平賀交番に届け出た後に、遺失者から遺失の申し出があった場合は、平賀交番に届け出た旨を申出者に説明し、遺失の申し出があった旨を平賀交番に伝える。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市服飾整備要項

1 趣 旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）において本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、役員、係員等の服飾について必要な事項を定める。

2 整備品目

(1) 大会では次のものを貸与する。

ア IDカード（カードケースを含む。）

イ 帽子

ウ Tシャツ又はポロシャツ

エ その他大会運営上必要が生じた識別用品（ビブスや袖付きベスト等）

3 配布対象者

配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮するものとする。

(1) 大会役員

(2) 競技会役員

(3) 競技役員

(4) 競技補助員

(5) 競技会係員

(6) 競技会補助員

(7) 選手・監督

(8) 視察員

(9) 報道関係者

(10) 大会関係者

4 デザイン等

識別用品のデザインは、原則として、市で統一できるものは統一したデザインとし、従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。ただし、競技団体等が整備する識別用品についてはこの限りではない。

5 服飾整備

配布対象者は、原則として、青の焔めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備する服飾を着用することとする。ただし、競技団体と実行委員会が協議の上、必要がある場合はこの限りではない。

6 その他

この要項に定めるもののほか、服飾整備に関し必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市競技施設整備要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市競技会運営基本計画」に基づき第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）の競技施設整備について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て競技施設の整備を実施する。

3 競技施設

(1) 競技施設は、競技会場及び練習会場とする。

(2) 臨時仮設物（付帯設備を含む）は、おおむね次のとおりとする。

ア プレハブ

イ テント

ウ トイレ

エ 電気設備

オ 放送施設

カ 通信設備

キ 観覧スタンド

ク その他

4 臨時仮設物の設置場所

臨時仮設物の設置場所は、競技施設その他必要と認める場所とする。

5 施設の管理

大会期間中は、各施設に必要な人員を配置して、施設管理者と連携しながら適正な保守点検及び安全管理を行う。

6 臨時仮設物の運営及び撤去

(1) 臨時仮設物の設置は、競技団体及び施設管理者と協議し、競技会運営に支障が無い時期に完了するものとする。

(2) 臨時仮設物の撤去は、大会終了後速やかに行い、会場等原状復旧するとともに、清掃を徹底し、借用物品については借用先に確実に返却する。

7 その他

この要項に定めるもののほか、競技施設の整備について必要な事項は別に定める。

【別紙2】第1回競技式典専門委員会付託事項

青の煌めきあおもり国スポ平川市競技用具整備要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市競技会運営基本計画」に基づき第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）の競技会の競技用具の整備について、必要な事項を定める。

2 競技用具の種類

| 種 類 | | 内 容 | 例 示 |
|-----|-----|-----------------------------------|-------------------------|
| 競技用 | 備品 | 競技を実施するために必要な備品 (施設に付帯するものは除く) | バー、ウエイト用具一式、 |
| | 消耗品 | 競技を実施するために必要な消耗品 | 炭酸マグネシウム、消毒アルコール |
| 運営用 | 備品 | 競技を実施するために必要な備品 (施設に付帯するものは除く) | テント、机、椅子、 パソコン、モニター等 |
| | 消耗品 | 競技を実施するために必要な消耗品 | 事務用品、記録用紙等 |

3 規格及び数量の決定

競技用具の規格及び数量については、県、競技団体と十分協議し、決定する。

4 競技用具の整備

- (1) 競技用具については、競技会場等の施設管理者が所有しているものを原則として活用する。
- (2) 国スポ終了後において継続的な利用がないものについては、県その他の自治体、競技団体、業者等から借用する。
- (3) 上記(1)(2)により整備してもなお不足する場合には、競技団体と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。
- (4) ルール等の改正により規格等が変更になった場合には、競技団体と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具の整備に関して必要な事項は別に定める。

【別紙2】第1回競技式典専門委員会付託事項

青の煌めきあおもり国スポ平川市式典実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市式典基本計画」に基づき第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）の競技会の式典を円滑に行うため、必要な事項を定める。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心から称え、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとし、創意工夫をこらした温かみのあるものとする。内容については、選手のコンディション及び競技運営に配慮したうえで、競技団体、関係機関等と協力し、簡素化に努める。

3 式典運営

- (1) 式典の運営は、青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）、競技団体、関係機関、関係団体等が連携し行う。
- (2) 式典の運営に必要な人員は、平川市内および近隣市町村の学校ならびに関係機関、関係団体等の協力を得て編成する。

4 式典内容

開始式及び表彰式の内容は、次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等を配慮し、適宜変更できるものとする。

| 開会式 | 表彰式 |
|-------------------------|-------------------------|
| 開式通告 | 開式通告 |
| 競技会開始宣言 | 成績発表 |
| 国旗掲揚（儀礼） | 表彰状授与 |
| 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼） | 大会会長トロフィー授与 |
| 大会会長トロフィー返還 | 閉会の挨拶 |
| 開会の挨拶 | 歓送のことば |
| 歓送のことば | 国旗降納（儀礼） |
| 選手宣誓 | 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗降納（儀礼） |
| 閉式通告 | 競技会終了宣言 |
| | 閉式通告 |

5 式典音楽

式典音楽は、CD等を使用する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は実行委員会、競技団体と別途協議のうえ別に定める。

【別紙2】第1回競技式典専門委員会付託事項

青の焔めきあおもり国スポ平川市リハーサル大会実施要項

1 趣 旨

この要項は、「青の焔めきあおもり国スポ平川市競技運営基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の焔めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）の開催を見据え、国スポ開催時に必要となる内容を一部盛り込み、平川市で開催される競技会運営能力の向上に資するとともに、市民の国スポや競技に対する関心を高め、かつ理解を深めることを目的として、県、競技団体及び大会関係機関等と協力し、競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）を開催する。

2 大会名称

ウェイトリフティング競技

「内閣総理大臣杯第62回全日本社会人ウェイトリフティング選手権大会」

「レディースカップ第17回全日本女子選抜ウェイトリフティング選手権大会」

※ただし、緊急時等により大会を変更する場合は、この限りではない。

3 会場配置等

(1) 会場配置

国スポ開催競技を見据えた会場配置とする。国スポ時の配置や動線をイメージできるように工夫する。

(2) 動線確保

国スポで多数の大会関係者、一般観覧者等が訪れることを想定し、大会においても、大会参加者及び一般観覧者等の進入可能エリアを区分するなど、それぞれの動線を確保できるように工夫する。

| 区 分 | 概 要 |
|-------|--|
| 会場入口 | ・大会関係者等と一般観覧者等の出入口については、事故等が無いよう動線を確保する。 |
| 会 場 内 | ・大会参加者等と一般観覧者等の進入可能エリアを区分するため、大会関係者等にはIDを配布し、管理する。 ・ID管理の場所には、競技会係員及び警備員等を配置する。 |

※IDとは身分証明として表示するもの

4 運営用物品等

国スポを想定し、大会においても国スポ時に必要となる運営用物品等を一部配置する。これについては、作業量及び必要人員等を見極めるとともに、改善点等を発掘し、国スポ開催の基礎とする。

5 競技運営

- (1) 競技運営
各競技団体と密接に連携し、合理的かつ効率的に行う。
- (2) 競技役員等の編成
競技団体の実情を踏まえながら、国スポを見据えた編成とする。
- (3) 競技記録の収集及び速報
競技団体との連携のもと、国スポを想定した内容とし、迅速かつ正確な記録の収集、速報に努める。

6 式典

開・閉会式及び表彰は、大会要項に基づき定めるものとし、過度に華美にせず、競技運営に支障のない規模で実施する。

なお、青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、国スポPR活動について積極的に実施する。

7 競技会係員等の配置

- (1) 競技会係員
競技会場において、競技以外の業務に従事する競技会係員を配置する。
- (2) 競技補助員及び競技会補助員
市内中学校、高等学校等の協力のもと、競技会場の競技運営は競技補助員とし、競技以外の業務については競技会補助員として配置する。
- (3) ボランティア
市民総参加の実りある大会を実現するため、市民協働の観点から、ボランティアで参加される方は、原則、競技会場の競技会補助員に配置する。ただし、必要に応じて競技補助員等に配置することができる。

8 医療救護

各大会参加者及び一般観覧者等の怪我や体調不良に備え、大会関係機関等の協力を得て医療救護体制を整える。一般観覧者の対応については、必要に応じて競技会係員等を配置する。

9 環境美化

各会場内及び会場周辺を清潔かつ快適に保つため、必要に応じて競技会係員等を配置する。

10 輸送等

会場周辺の駐車可能台数が限られているため、競技役員等については、宿舎と会場間の計画輸送を調整する。

また、臨時駐車場からの計画輸送等、適切かつ臨機の対応を図るため、必要に応じて競技会係員等を配置する。

11 警備・消防

雑踏事故、火災及びその他の災害・事故等による被害を未然に防止し、緊急時に適切な対応を図る。

また、大会関係機関及び施設管理者等と連携を図るとともに、必要に応じて競技会係員等を配置する。

12 広報・大会PR

国スポに対する市民の関心を高めるため、大会開催を国スポPRの機会と捉え、ポスター等を作成して周知するとともに、会場周辺に必要な応じて、国スポPRのぼり旗等を設置する。

また、国スポの開催に関心を持ってもらい、会場に足を運んでもらうため、国スポ関連グッズ等の配布や、特産品試食等の誘客策を必要に応じて実施する。対応については必要に応じて、競技会係員等を配置する。

13 接伴・装飾等

大会参加者等を温かく迎えるため、必要に応じて歓迎のぼり旗、市内小・中学生が作成した手作りのぼり旗のほか、花を植えたプランターなどにより会場及び会場周辺を装飾し、歓迎の雰囲気を出す。

14 売店等

会場に土産品を販売する売店の設置や無料ドリンク等を実施するとともに休憩所を設置し、大会でのおもてなしを実施する。また、必要に応じて競技会係員等を配置する。

15 観光等

大会プログラムに平川市の紹介等を掲載するほか、大会の関係機関の協力のもと、大会参加者等へ平川市の観光PRを実施する。

16 その他

この要領に定めるもののほか、大会開催に必要な事項は、実行委員会の各種基本計画及び要項等に準じて実施する。

【別紙3】第1回輸送・交通専門委員会付託事項

青の煌めきあおもり国スポ平川市輸送・交通業務実施要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めき国スポ平川市輸送・交通基本計画」に基づき、第80回青の煌めきあおもり国スポ（以下「あおもり国スポ」という。）及び競技別リハール大会（以下「リハ大会」という。）における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て輸送交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は、次に掲げる者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

※上記、オ及びカを除いたものを「大会参加者」という。

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通の実施期間は、原則として公式練習日を含む競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

(3) 輸送・交通業務の範囲

ア 大会参加者の輸送範囲等

(ア) 市が指定する乗降駅から宿泊までの間のうち、実行委員会が必要と認める者。

(イ) 競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、その他大会関連諸行事の会場等の相互間。

イ 一般観覧者の輸送範囲

(ア) 競技会場、市が指定する乗降駅、遠隔地にある指定駐車場の相互間。

ウ 輸送方法

(ア) 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場

合は、計画輸送を行う。

4 輸送力の確保

(1) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要と認められる場合に、関係機関・団体に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス、タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

(3) 予備車の確保

実行委員会は、大会開催期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関・団体の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

(2) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体と協議のうえ指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯を考慮し、関係機関・団体と協議のうえ輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿泊及び競技会場等への案内を行う。

(5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって平川市以外に所在する宿泊施設等を宿舎として利用する選手・監督及び競技役員等の輸送を必要に応じて実施する。

(6) 学校観戦が行われる場合の郵送

学校観戦の輸送は、実行委員会と学校が協議のうえ、輸送計画書を作成し、実行委員会が用意した車両を利用し、安全に輸送を行うこととする。

(7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体の協力を得て、必要な措置を講じる。

6 交通業務の内容

(1) 交通規制

実行委員会は、競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内・誘導

実行委員会は、大会参加者及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

実行委員会は、大会参加者及びその一般観覧者の運行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な個所に係員を配置し、交通の整理をする。

(4) 路上駐車場の防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事項発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄の警察署の協力を得て、競技会場周辺の巡回等必要な措置を講じる。

(5) 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺に必要な指定駐車場の確保に務める。

なお、指定駐車場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(6) 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

(7) 駐車許可証の交付

実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な誘導運営を図る。

(8) 交通環境整備

実行委員会は、大会期間中の環境への負担の軽減と交通混雑の緩和のため、大会参加者及び一般観覧者に対し、公共交通機関の利用促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

(9) 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損個所の補修など必要な保全対策及び大会中、交通渋滞が予想される道路や競技会場周辺道路における道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

7 輸送本部の設置

実行委員会は、輸送本部を設置し、大会関係者等の輸送を統括する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務の実施に関して必要な事項は、事務局長が別に定めるものとする。

青の煌めきあおもり国スポ平川市警備消防防災業務実施要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めき国スポ平川市警備・消防防災基本計画」に基づき、第80回青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）及び種目別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、警察・消防及び関係機関等の協力を得て警備・消防防災業務を実施する。

3 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、市実行委員会が必要と認める期間及び大会の会期中とする。

4 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設並びに市実行委員会が必要と認める場所とする。

5 実施体制

（1）大会開催前

市実行委員会は、警察・消防及び関係機関等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（2）大会開催期間中

ア 大会運営の従事を担う青の煌めきあおもり国スポ平川市実施本部内に警備・消防防災を担当する警備消防班を設置する。

イ 警備消防班は、必要に応じて大会関連施設に警備消防係を設置する。

6 警備業務

（1）基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

（2）実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 通信体制の確立に関する事。
- (エ) 警備員等の確保に関する事。
- (オ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- (イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。
- (ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 入退場者管理に関する事。
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
- (サ) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突然重大事案が発生し、平川市において危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

7 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 平川市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 大会関連施設での避難訓練に関する事。
- (カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関する事。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会開催期間中

(ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。

(イ) 大会関連施設における救急救助に関すること。

(ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。

(エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び宿泊市町村と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生し、平川市において災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市弁当調達要項

1 趣 旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ平川市医事・衛生基本計画に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）における参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て弁当調達計画を作成する。

4 対象及び調達期間

- (1) 選手・監督、競技会係員、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助委員、協議会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、原則として、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調達施設の選定及び取消し

- (1) 弁当調達施設については、県実行委員会が定める弁当調製施設選定基準に準じて実行委員会が定める選定基準に則り、選定する。
- (2) 実行委員会は、前号により弁当調達施設を選定したときは、青の煌めきあおもり国スポ平川市弁当調達施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 実行委員会は、弁当調整施設が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
 - イ 食品衛生法関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当調整業務を第三者に委託したとき。
 - エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当交換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。

(様式第1号)

青の煌めきあおもり国スポ平川市弁当調製施設選定書

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ平川市
平川市実行委員会 会長 長尾 忠行

青の煌めきあおもり国スポ及び競技別リハーサル大会における弁当調達施設として
下記のとおり選定します。

記

| | |
|------|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 代表者名 | |
| 大会名 | |
| 適用期間 | |

青の煌めきあおもり国スポ平川市医療救護要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

(3) 救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として競技会の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

(4) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要部品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。移送する場合は、必ずチーム関係者が同行すること。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医療品等を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。必要に応じて医療機関に移送する。移送する場合は、必ずチーム関係者が同行すること。

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は、救急自動車の出動依頼を行う。移送の場合は、必ずチーム関係者が同行し、その旨を速やかに実行委員会に報告する。

また、実行委員会は、宿舎提供者に対し傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレット各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

(4) 青の煌めきあおもり国スポ関連イベント等における医療救護

平川市主催の青の煌めきあおもり国スポ関連イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係者と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受信者が負担するものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定めるものとする。

青の煌めきあおもり国スポ平川市防疫対策要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

また、平川市での流行状況を常に監視するとともに、参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。

また、感染拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ平川市食品衛生対策要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、国スポ参加者等の食品衛生に対する意識の向上に努める。

（2）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調整施設、宿泊施設、お土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（3）健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

ア 対象者

- （ア）国スポ参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- （イ）国スポ参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係者従事者
- （ウ）競技会場において食品を提供する売店の従事者
- （エ）その他実行委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

（4）健康管理等

国スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な

措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

別紙1（弁当調達施設の選定基準）

当該基準を満たす弁当調整施設の中から、国スポにおける弁当調整意思及び当該調整施設の現状等を勘案の上、実行委員会事務局が選定する。

1 対象施設

食品衛生法等の規定により営業許可を受けており、平川市内に製造所を有する弁当調整施設であること。ただし、実行委員会事務局が必要と認める場合はこの限りでない。

2 衛生管理体制

- (1) 選定時点で過去3年間に食中毒発生等により、食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 提供可能であると申出のあった弁当調整能力が、調整施設の大きさ、従事者等に見合ったものであること。
- (3) 食品衛生関係法令に基づき、HSCCPに沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
- (4) 検食の保管が可能であること。(弁当一つを-20℃以下で2週間以上保管すること。)
- (5) 調理従事者(食品の盛付け等、食品に接触する可能性がある者であって臨時職員を含む。)の全員に対し、国スポの開会日1ヶ月前に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの)の実施が可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウイルス(抗原検査)も含めることが望ましい。
- (6) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ開催期間中に加入できること。
- (7) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)のできる冷蔵車等を利用して衛生的に運搬することが可能であること。
- (8) 弁当容器に次の項目をラベルシール等で表示できること。

ア 名称

イ 原材料名(食品添加物、アレルギー、遺伝子組換え等の表示を含む。)

ウ 消費期限(時刻まで)

エ 保存方法

オ 製造所所在地

カ その他食品表示法等関連法規定により規定される表示

- キ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
- ク 持ち帰りを禁止する表示
- ケ その他実行委員会が指示する表示

3 弁当調整能力

提供可能な弁当調整数が、1日あたり100食以上であること。

別表2（弁当調達の対応方針）

- (1) 競技会の運営にあわせた受注、発注、搬入、回収ができること。
- (2) 単価に応じた弁当の調整が可能であり、実行委員会が指定する容器、包装紙等での提供が可能なこと。
- (3) 献立内容は、原材料に青森県産品、平川市産品を積極的に採用し、栄養基準について配慮したものを提供できること。また、日替わりの献立内容が作成できること。
- (4) 指定した時期に弁当の献立起案が可能であること。
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋を提供すること。また、それらについて、実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (6) 注文数の変更は、前々日の18時まで可能であること。
- (7) 喫食後の弁当容器を配達当日に回収ができること。
- (8) 悪天候等により、開催が中止となった場合、弁当の調達及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (9) 実行委員会から指示があった場合、指示に従った内容での提供が可能であること。

青の煌めきあおもり国スポ平川市環境衛生対策実施要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ平川市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場等の環境美化

関係機関等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関と連携し、会場、宿泊等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の処理

関係機関と連携し、会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、リユース可能な資材等の活用などリサイクルに努めます。

また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

(5) 宿泊の衛生対策

宿泊の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿泊及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、あおもり国スポ参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生確保に努める。

(7) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。

ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に例外的に喫煙場所を設置することができる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定めるものとする。